

観音寺第一高等学校 生徒心得

香川県立観音寺第一高等学校の生徒としての自覚と誇りをもち、生徒心得を守ることはもちろん、誠実さと友愛に満ちた高校生活を送り、心身とも健康であるように努めよう。

第1章 服装

1 男子の服装は、次のとおりとする。

- (1) 上下服は黒色標準学生服とし、指定のボタンを装着する。ズボンはダブル・シングルのどちらでもよい。
校章は右襟に、組章は左襟につける。
- (2) 上衣の下は、ホックのかからないものや、襟からはみ出すものはいけない。
- (3) 上衣をとる際は、白色の校章マーク入りシャツを着用する。
組章は左襟につける。

[男子制服の図]



2 女子の服装は次のとおりとする。

- (1) 制服・ベストの型は別に定める。ジャケット・スカートまたはスラックス・ベストは黒色、ブラウスは白色、ネクタイはえんじ色とする。
校章はジャケットの左襟に、組章は左胸ポケットにつける。
- (2) ジャケットをとる際は、白色の校章マーク入りブラウスを着用する。
組章は左襟につける。
- (3) ネクタイピンを使用する場合は、規定のものを用いる。

3 その他の服装等の規定は、次のとおりとする。

- (1) 靴は、運動靴又は、黒色の革靴(短靴)で、華美でなく、制服にマッチしたものとする。雨天の際は、雨靴の使用を認める。
- (2) 女子のストッキングは、ベージュ又は黒色の無地、ソックスは男女とも白色又は黒色の単色とする。
ただし、黒色ストッキング着用時には黒色ソックスとする。
- (3) 自転車通学生徒は雨合羽を着用するものとする。
- (4) 厳寒時には、華美でない防寒着・手袋・マフラーを着用できる。ただし、校舎内では着用しないこととする。
- (5) 髪は、清潔で、観一生としての品位を失わないものとする。
- (6) 髪その他の部分に、装飾を主とする華美なアクセサリー類を用いてはならない。
- (7) 厳寒時には、女子は、ベストに替えてセーター(黒色)を着用できる。

[女子の服装]

女子の服装については、下記のアイテムを当校の制服として制定する。

(冬服)

- ジャケット（黒）…学校指定のデザイン・素材・オリジナルボタン
- オールシーズンベスト（黒）…学校指定のデザイン・素材・オリジナルボタン
- スカート（黒）…学校指定のデザイン・素材
- スラックス（黒）…学校指定のデザイン・素材
- 長袖ブラウス（オフ白）…学校指定のデザイン・素材・校章マークの刺繍
- ネクタイ（えんじ）…学校指定のデザイン・ワンタッチタイまたはレギュラータイ

(夏服)

- 半袖ブラウス（オフ白）…学校指定のデザイン・素材・校章マークの刺繍
- 夏スカート（黒）…学校指定のデザイン・素材（ウォッシュャブル仕様）
- 夏スラックス（黒）…学校指定のデザイン・素材（ウォッシュャブル仕様）

[女子制服の図]

ジャケット

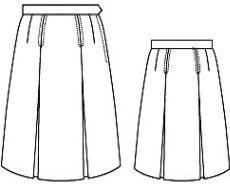


オリジナルネーム

オリジナルボタン

スタイル	シングルボタン
素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

スカート



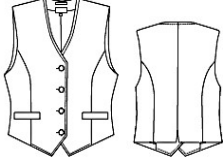
スタイル	4枚ボックススカート
素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

スラックス



素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

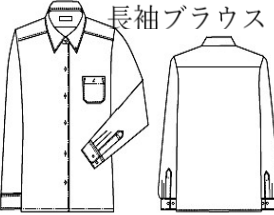
オールシーズンベスト



オリジナルボタン

スタイル	シングルボタン
素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

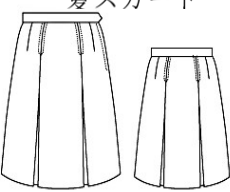
長袖ブラウス



オリジナル刺繍

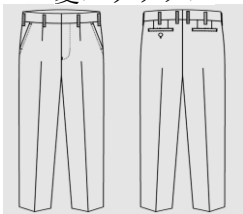
スタイル	無袖長袖ブラウス
素材	ブロードビタミダス
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

夏スカート



スタイル	4枚ボックススカート
素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

夏スラックス



素材	サージ(黒)
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

半袖ブラウス



オリジナル刺繍

スタイル	半袖オーバーブラウス
素材	ブロードビタミダス
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%
透率	ポリエステル50% 綿35%

第2章 言葉と態度

- 1 常に言動は、まごころのこもった品位の高いものであるように心がけよう。
- 2 事情の如何を問わず、暴力は絶対にふるってはいけない。
- 3 交友は、相互の敬愛と協力に基づく清らかなものであるように心がけよう。
- 4 生徒手帳は、常に身につけ、本校生徒としての自覚を深めよう。

第3章 校内での心得

- 1 予習復習につとめ、毎日の授業を真剣に受けよう。
- 2 遅刻・欠課・欠席はしないように努力する。
- 3 登校後許可なく校外に出てはならない。
- 4 所定の時刻以後、居残る必要があるときは、原則として前日までに届け出て許可を得る。
- 5 物品は大切に取り扱い、公共物を破損したときは必ず届け出る。また、進んで校内の美化に努めよう。
- 6 金銭・物品の贈与、貸借は軽々しくしてはならない。金銭・物品を紛失又は拾得したときは直ちに届け出る。
- 7 通学用自転車は、学校の許可を得て使用する。
- 8 携帯電話等の校内持ち込みは原則禁止とする。ただし、特別な事情があり保護者等から申請があった場合、保護者等と本人の責任のもと、持ち込みを許可する。
- 9 校内において、次の場合は、あらかじめ学校の許可を受けなければならない。
 - (1) 団体を組織し、又は団体に加盟しようとするとき。
 - (2) 集会をしようとするとき。
 - (3) 印刷物の作成・配布・掲示をしようとするとき。
 - (4) 放送しようとするとき。
 - (5) 金銭・物品を集めようとするとき。
- 10 生徒会活動・部活動は、先生の指導助言のもとに行う。
- 11 合宿及び対外活動は、学校の許可を得て行う。
- 12 学校の施設・備品を使うときは、事前に管理担当者の許可を受ける。
- 13 火気使用については、万全の注意を払わなければならない。なお、原則として、無断で火気を使用してはならない。
- 14 校内での政治的活動等（政治活動、選挙運動、投票運動等）は原則として禁止する。

第4章 校外での心得

- 1 本校生徒は、本校規定の制服を着用する。
- 2 交通規制・交通道德を重んじ、違反や事故のないように注意する。事故又は違反行為をしたときは、速やかに学校に届け出なければならない。事故にあった場合も同様とする。
- 3 自転車等の使用については、本校交通安全心得を厳守する。
- 4 学生割引券及び定期券は、使用上の注意を守る。
- 5 保護者等に無断で外泊をしてはならない。また午後11時から翌朝午前4時までの深夜は、保護者等の同行なしでは外出できない。
- 6 次の場所に立ち入ってはならない。パチンコ・競輪場・飲酒店・不健全な飲食店など。
- 7 飲酒・喫煙等法律で禁じられていることは、絶対にしてはならない。

- 8 校外での行事・活動に本校生徒として参加をする際は、あらかじめ学級担任等に届け出ること。また、海外渡航する際には学級担任等に届け出ること。
- 9 アルバイトは、原則として禁止である。やむをえずしなければならないときは、あらかじめ学校の許可を受けなければならない。

第5章 保健

- 1 常に規則正しい生活をし、環境の整備に努めよう。
- 2 常に正しい姿勢を保ち、健康に留意するとともに、心身の練磨に努めよう。
- 3 心身に異常があるときは、学級担任や保健室の健康相談等を活用し、速やかに医師の診断治療を受けよう。
- 4 事故発生の場合は、直ちに学級担任又は係の先生に届け出るとともに、日本スポーツ振興センターの災害給付手続きをとる。
- 5 家族及び同居人に感染症法で規定された感染症が発生したときは、直ちに学校へ連絡する。

第6章 願い書及び届け書

- 1 各種の願い書及び届け書は、校長宛にして学級担任又は係の先生に提出する。
- 2 保護者・保証人及び本人の住所、氏名等に異動のあったときは、速やかにその旨を届け出る。
- 3 願い書及び届け書に医師の診断書を添える場合は、次の通りである。
 - (1) 病気による休学・退学のとき。
 - (2) 病気による1週間以上の欠席又は長期の見学のとき。
 - (3) その他校長が必要と認めたとき。
- 4 早退・欠課・欠席等の場合は事前に、その理由を学級担任まで届け出る。ただし、病気欠席などでやむを得ないときは、便宜の方法で学校に連絡し、翌日（連続欠席のときは3日以内）保護者から届け出る。
遅刻の場合は、所定の手続きに従って届け出て、許可を得たうえ、速やかに入室する。
- 5 忌引き日数は、父母の場合は7日以内、祖父母・兄弟・姉妹の場合は3日以内、おじお婆の場合は、1日以内とする。
- 6 運転免許証の取得は、原則として認めない。
- 7 本人又は家族に異変のあった場合は、速やかに学校へ届け出る。

第7章 付則

- 1 生徒心得のほか、別に指示されたことを守らなければならない。
- 2 本心得は昭和60年4月1日より実施する。
- 3 令和3年11月一部改訂
- 4 令和4年11月一部改訂

